最終更新日：2015年6月12日

株式会社日本ハウスホールディングス

代表取締役社長　成田　和幸
問合せ先：03-5215-9907
証券コード：1873
http://www.nihonhouse-hd.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、「社会に貢献する」、「報恩感謝の心で行動する」、「物心両面の幸福を追求する」という企業理念のもと、人として正しい行動を優先することを基本指針とし経営しております。コーポレート・ガバナンスに関しましては、経営の透明性・健全性を確保し、迅速な意思決定による経営の効率化により、株主の皆様をはじめとする各ステークホルダーの信頼に応えていくことを目指しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
東日本ハウス社員持株会	4,046,837	8.80
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー (常任代理人　香港上海銀行東京支店カストディ業務部)	1,626,340	3.54
株式会社みずほ銀行	1,323,600	2.88
東友会・東盛会持株会	1,288,000	2.80
ザバンクオブニューヨークメロンエスエーエヌブイ10 (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行決済事業部)	1,187,000	2.58
ノーザントラストカンパニーエイブイエフシーリフィデリティファンズ (常任代理人　香港上海銀行東京支店カストディ業務部)	1,159,600	2.52
みずほ証券株式会社	1,025,200	2.23
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	641,300	1.40
成田　和幸	602,000	1.31
第一生命保険株式会社	442,000	0.96

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

・【大株主の状況】は、平成27年4月30日現在の株主名簿に基づいて記載しております。
・東日本ハウス社員持株会は、平成27年5月1日付で日本ハウスホールディングス社員持株会に名称を変更しております。
・株式会社みずほ銀行及びその共同保有者2社から平成27年3月20日付で大量保有報告書(変更報告書)の写しの送付があり(報告義務発生日平成27年3月13日)、次のとおり株式を所有している旨報告を受けておりますが、みずほ信託銀行株式会社の保有株式分については、平成27年4月30日現在における実質保有株式数の確認ができておりません。
[提出者の氏名または名称／保有株式数／保有割合]
株式会社みずほ銀行／13,236,600株／2.88%
みずほ証券株式会社／10,155,500株／2.21%
みずほ信託銀行株式会社／ 4,120,000株／0.90%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	10 月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
柴谷　晃	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
柴谷　晃	○	新八重洲法律事務所　弁護士 株式会社　マサル　社外監査役	弁護士としての幅広い知識や経験をもとに、また企業法務の専門家として当社の経営に対する助言及び意見を得るため。なお、同氏は平成 23年12月まで当社及び連結子会社の顧問弁護士をしておりましたが、報酬額は多額ではありませんでした。以上の理由により、当社の経営に関して独立した立場を保持しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定するものであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している

定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、内部監査室及び会計監査人は相互連携を図っており、監査計画、監査項目及び監査結果、現状等について、意見交換を行っております。
また、監査役は会計監査人から四半期監査実施結果の説明を聴取しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
飯塚　良成	公認会計士													
有岡　典雅	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
飯塚　良成	○	飯塚公認会計士事務所　代表 理想科学工業株式会社　社外監査役	公認会計士として会計監査及び内部統制に関して深い見識を有しているため。 なお、同氏は、平成18年10月期まで当社の会計監査人であった新日本有限責任監査法人に、平成17年7月まで勤務しておりましたが、同法人に対する報酬額は多額ではありませんでした。また、同氏は平成20年10月期まで当社の連結子会社の顧問会計士を、平成21年10月期まで当社の持分法適用子会社の顧問税理士を務めておりましたが、報酬額は多額ではありませんでした。以上の理由により、当社の経営に関して独立した立場を保持しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定するものであります。
有岡　典雅		―――	長年の金融機関勤務により培われた経験に基づいた深い見識を有しているため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

役員報酬及び役員賞与の増減により、各取締役の業績連動に対応しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書において、取締役、監査役、社外役員ごとの報酬等の総額を開示しております。また、報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額を個別開示しております。
平成26年10月期における役員報酬の内容
取締役（8名）285百万円（社外取締役を除く）
監査役（1名）23百万円（社外監査役を除く）
社外役員（4名）5百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬については、株主総会で決議された限度内で、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役の協議により決定しております。
なお、取締役の報酬限度額は、平成27年1月29日開催の第46期定時株主総会において年額400百万円以内（ただし、使用人給与は含まない。）、監査役の報酬限度額は、平成6年1月27日開催の第25期定時株主総会において年額50百万円以内と決議されております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

取締役会資料等の会社情報については、総務部が配付し説明しております。また、監査役会の運営に関する事務は、内部監査室が協力しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

1. 取締役会・役員体制
当社の取締役会は、社外取締役1名を含む9名で構成されており、原則月1回開催し、経営の基本方針、法令、定款、社内規程で定められた重要事項の決定をするとともに、業務執行を監督しております。経営責任をより明確にするため、平成19年1月より取締役の任期を1年としております。
また、「意思決定・監督機能」と「業務執行機能」を分離し、意思決定の迅速性、経営効率の向上、監督機能の強化を目的として、平成16年4月より執行役員制度を導入しております。

2. 監査役会・監査役
当社は会社法上の監査役会設置会社であり、原則として月1回以上、監査役会を開催しております。監査役会は、社外監査役2名を含む3名で構成されており、監査役会が定めた監査方針・業務分担に従い、取締役会を含む社内の重要な会議に出席するほか、当社及びグループ各社の財産及び業務の調査等により、取締役の業務執行を監査しております。
監査役は、株主総会や取締役会への出席や、取締役・執行役員・社員・会計監査人からの報告収受など法律上の権利行使のほか、常勤監査役は、重要な部次長会議等への出席や営業所の往査など実効性のあるモニタリングに取組んでおります。

3. 会計監査
当社は、優成監査法人と監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を受けております。当社の平成26年10月期における会計監査業務を執行した公認会計士は、加藤善孝氏、鴛海量明氏、小野潤氏であり、当社の会計監査業務にかかる補助者は、公認会計士3名、公認会計士試験合格者10名、その他4名であります。

4. 内部監査
内部監査部門として社長直轄の内部監査室を設置し、当社及びグループ各社の法令・規程等の遵守状況を含む業務全般に関して、定期的に監査及び報告を行っております。なお、内部監査室及び監査役は、会計監査人を含めて情報交換等を行い、相互連携を図りながら監査の実効性の向上に努めております。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社はガバナンス体制の充実のために、経営陣から一定の距離のある社外取締役1名、社外監査役2名が取締役会に参加しているため、取締役会に対して社外の立場から意見や助言を行うなど経営の意思決定の透明性に寄与しており、当社の企業規模や経営環境から総合的に判断した結果、当社の業務執行と透明性は確保されているものと考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の開催日については、当社は10月決算であることから株主総会の集中日を避けることが可能となっております。その上で、多くの株主にご出席いただきやすい日を設定して参りましたが、今後ともこの方針を堅持する計画であります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期ごとにアナリスト向け説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算説明会資料などを掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	株主、投資家をはじめとするあらゆるステークスホルダーとの関係について、企業倫理憲章並びに企業倫理規程に定めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	決算説明会、プレスリリース、ホームページ等を通じて、適宜情報発信しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、平成18年5月8日開催の取締役会において内部統制システム構築の基本方針を決議しました。その後、内部統制に関する基本方針の見直しにより、平成20年1月29日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針の一部改定」を決議しており、その概要は以下のとおりです。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 1)役職員の行動規範として「企業倫理憲章」「企業倫理行動基準」を制定し、役職員はこれを遵守する。
 2)「取締役会規則」「コンプライアンス規程」を始めとする諸規程の制定により、コンプライアンスの実効性を確保する。
 3)コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス・プログラムの策定、コンプライアンス・マニュアルの配布、社内普及及び促進に関する教育・研修等を通じ、コンプライアンス意識の向上を図る。
 4)社内通報制度を設け、社内調査委員会による内容確認・再発防止策の決定を行う。
 5)社長直轄の内部監査室を設け、内部監査を通じて、役職員の職務執行の適切性を確保する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 1)「文書管理規程」を遵守し、取締役会議事録等について、検索性の高い状態で保存及び管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 1)「リスク管理規程」を制定し、リスクマネジメント委員会において、リスク管理に関する基本方針及び重要事項を決定する。
 2)主要なリスクを分類・定義し、各リスク管理所管部にてその管理を行う。各リスク管理所管部は、マニュアル等を整備し、種々の教育活動を通して会社のリスク低減に努める。
 3)「危機管理規程」を制定し、有事の際に迅速かつ適切な対応がとれる体制を構築する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 1)定例取締役会を毎月開催するほか、機動的に意思決定を行うため、随時、臨時取締役会を開催する。
 2)各取締役が職務の執行を迅速かつ効率的に行うため、「職務分掌規程」を制定し権限移譲を行う。

5. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 1)「グループ企業倫理憲章」「グループ企業倫理行動基準」を定め、行動規範をグループ各社内で共有する。
 2)当社の社内通報制度をグループ企業にも適用し、社内調査委員会による内容確認・再発防止策の決定を行う。
 3)「グループ企業内部監査規程」を制定し、内部監査を通じて、役職員の職務執行の適切性を確保する。

6. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 1)役職員は、各監査役の要請に応じて、必要な報告及び情報提供を行う。
 2)監査役は、取締役会重要な会議に出席し、重要な報告を受ける。
 3)監査役会は、定期的に会計監査人から監査報告を受け、監査の有効性及び効率性を高める。
 4)監査役の要請に応じて、監査役の職務を補助する使用人を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社の代表取締役である成田和幸は、現在までに反社会的勢力との関係は一切ありません。企業永続のため、かねてより反社会的勢力とは絶対に付き合わないという信念を有しており、取締役会、部次長会議等において注意を促しております。
当社は「企業倫理憲章」及び「企業倫理規程」により社会的秩序や健全な企業活動を脅かす反社会的勢力とは断固として対決することを定め、反社会的勢力に対する利益供与は一切行わないこと、反社会的勢力に対する情報をグループ内で共有し、報告・対応に関する体制を整備すること、業界・地域社会と協力し、また警察等の関係行政機関と緊密な連携を取って反社会的勢力の排除に努めることとしております。
具体的には、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターに加入して情報収集や相談・連絡体制を整備しており、警察署との間でも相談・連絡ができる体制を構築しています。
また、反社会的勢力による接触が発生した場合の対応及び反社会的勢力との取引防止のための対応について「反社会的勢力対策及び取引防止規程」を制定し、運用を徹底しております。反社会的勢力による接触が発生した場合の対応は、総務部長を担当責任者として警察署や公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターと連携して対応することとしております。また、取引防止のための対応として、新規取引先の事前チェックを行うとともに、契約書類、取引書類に反社会的勢力排除の特約条項を設けております。また、既存取引先についても暴力団等排除に関する誓約書を取り交わし、継続取引先については定期的に一斉点検を行うこととしております。
役職員については、新規採用前に新規取引先に準じたチェックを行うとともに、暴力団等排除に関する誓約書の提出を行っております。
既存取引先等について、反社会的勢力に該当すると判明した場合には、取引継続について検討を行い、取引を中止すると判断した場合には、速やかに取引を中止いたします。
こうした対応については、当社の主要な会議(支店長会議等)の機会を利用し、定期的にその内容の周知徹底を図っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

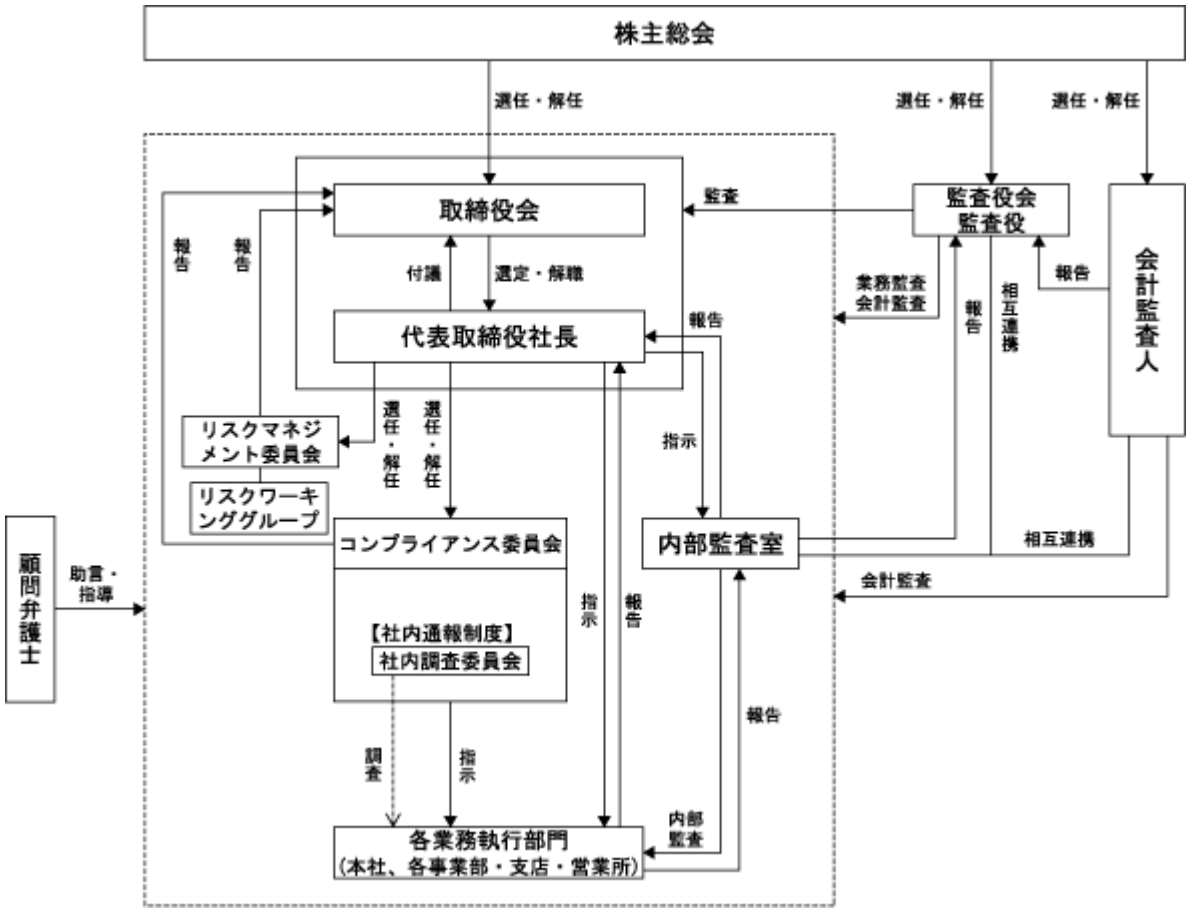
該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

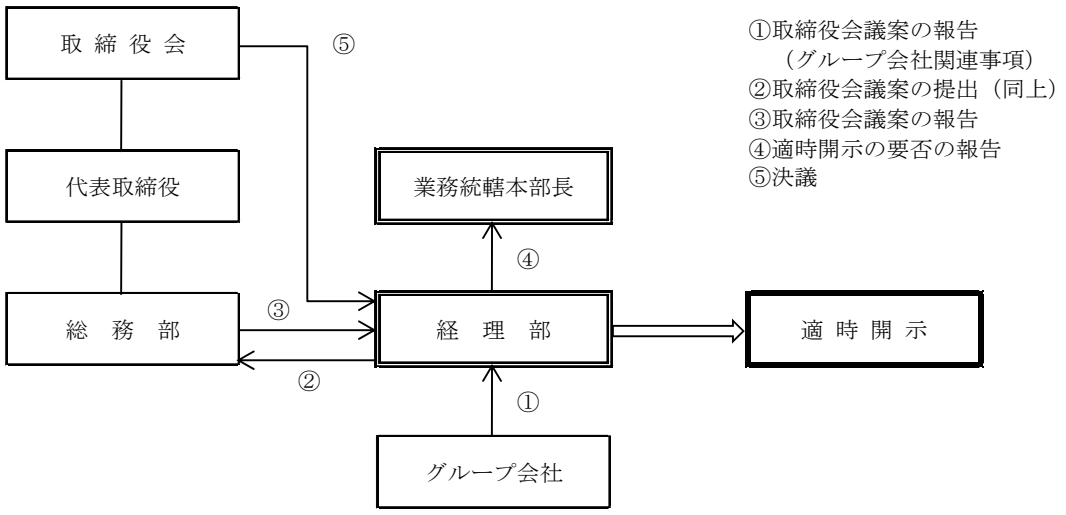
1. 適時開示体制の整備及び運用状況
投資者が当社への投資価値を的確に判断するために必要な会社情報を適時適切に開示することを基本方針として、「適時開示マニュアル」を作成し、迅速にディスクローズできる体制を構築しております。適時開示に関する教育に関しては、役員・従業員（子会社の役員・従業員を含む）に対して重要会議及び研修会等の機会をとらえて適時開示の対象となる重要事実について周知徹底を図っております。
なお、株主が当社グループに関する主な情報を公平にかつ容易に取得し得る機会を確保するため、当社ホームページ上に、開示情報を開示後速やかに掲載しております。

2. リスク管理及びコンプライアンス体制
当社は、住宅市場、法制度、資材市場、人事労務等、当社の経営に重要な影響を及ぼす様々なリスクにつき「リスク管理規程」を定めるとともに「個人情報管理規程」「情報管理規程」「文書管理規程」の随時更新を実施し、リスクの個々についてリスク管理責任者を選任し決定いたしております。また、当社及びグループの抱える様々なリスクの把握、予防、事後対策、再発防止策等を一元管理するため、リスクマネジメント委員会及びその下部組織としてのリスクワーキンググループを設置し、当社グループに内在するリスクの抽出、リスクの顕在化に対する現状の予防策の有効性の評価、予防対応策の策定、予防対応実施状況のモニタリングを行っております。なお、リスク管理の緊急対応として「危機管理規程」を制定し、有事の際に備え迅速かつ適切な対応ができる体制を構築しております。コンプライアンス体制の整備を図るため、「企業倫理憲章」「企業倫理行動基準」「企業倫理規程」「社内通報規程」「コンプライアンス規程」を定め、役職員の職務執行が法令及び定款に適合するよう取組んでおります。またコンプライアンス委員会はコンプライアンス取組の基本事項を定めるとともに、コンプライアンスプログラムを策定し、コンプライアンスマニュアルの配布、社内普及、教育、研修、企画等を推進しております。

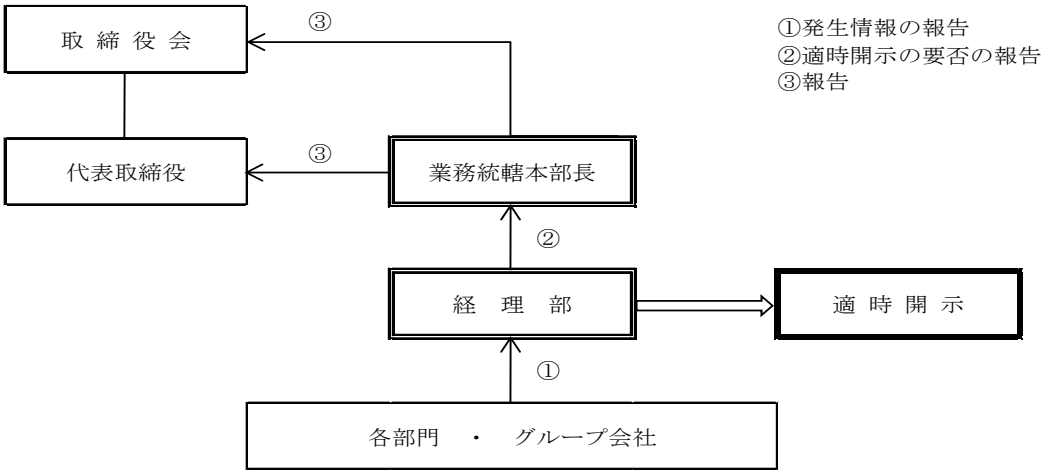

株主総会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
取締役会
監査
監査役会
監査役
会計監査人
報告
報告
付議
選定・解職
業務監査
会計監査
報告
相互連携
報告
代表取締役社長
報告
選任・解任
選任・解任
指示
リスクマネジメント委員会
リスクワーキンググループ
コンプライアンス委員会
内部監査室
相互連携
顧問弁護士
助言・指導
会計監査
【社内通報制度】
社内調査委員会
指示
報告
報告
調査
指示
内部監査
各業務執行部門
(本社、各事業部・支店・営業所)

【参考：適時開示体制概要図】

【決定事実に関する情報】



【発生事実に関する情報】



【決算に関する情報】

